

# オーストラリア (AUSTRALIA)

面積 : 7,741,220 km<sup>2</sup>      人口 : 約 2,177 万人 (2011 年)

## I スポーツ政策の基本制度

### 1. 歴史的背景、今後の動向および現状

#### (1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

連邦政府がスポーツに積極的に関与するようになったのは、1970 年代以降である。それ以前は、オリンピックや英連邦大会 (コモンウェルスゲームズ : Commonwealth Games) などの国際競技大会に参加する選手に対する派遣支援といった程度であった。

1972 年に誕生したウィットラム内閣で、観光・レクリエーション省が設置されると、いわゆる白豪主義・英国型社会からの脱却、多文化主義、オーストラリア的平等社会を構築するという社会的要請を背景に、さまざまな政策が展開されるようになった。

観光・レクリエーション省は、オーストラリアのあるべきスポーツ政策についての多くの調査を実施した。特にスポーツの発展において、諸外国を参考に、国家による財政支援の必要性を提言し、スポーツ指導者養成制度の確立、スポーツに関する医学的・科学的研究の導入、その基盤・拠点となる研究施設の設置、さらには、体力に関する知識の普及・啓蒙、そのための地域レベルのフィットネスセンターの設置などを求める「ブルームフィールド報告」や、スポーツ研究機関の設置を推奨する「コールズ報告」に基づいて、指導者資格制度の確立、オーストラリア・スポーツ研究所 (Australian Institute of Sport : AIS) の創設、オーストラリア・スポーツコミッション (Australian Sports Commission : ASC) の設立が図られた。

2008 年 5 月、連邦政府は、オーストラリアのスポーツの方向性を示した「オーストラリアスポーツ：新たな挑戦・方向性 (Australian Sport: Emerging Challenges, New Directions)」を発表し、幅広く継続的なスポーツシステムの改革の必要性を説いた。そして、政府は、2008 年 8 月に調査委員会 (Independent Sport Panel) を設置し、委員会は、2009 年 12 月、「オーストラリアスポーツの未来 (The Future of Sport in Australia)」と題する報告書を提出した。

その中で、具体的な到達目標をもった政策や信頼できるスポーツ参加実態に関するデータの欠如を指摘し、特に、「スポーツにおける成功」の再定義の必要性を訴え、将来のコミッションや研究所の在り方についても言及し、現行システムの変革を求めた。さらに、学校教育におけるスポーツや身体活動の再認識や、地域スポーツの再構築などの課題を指摘した。

2010 年 5 月、政府は、調査委員会報告の反映も含んだ新しいスポーツ政策「オーストラリアスポーツ：成功への道 (Australian Sport: The pathway to success)」を発表した。

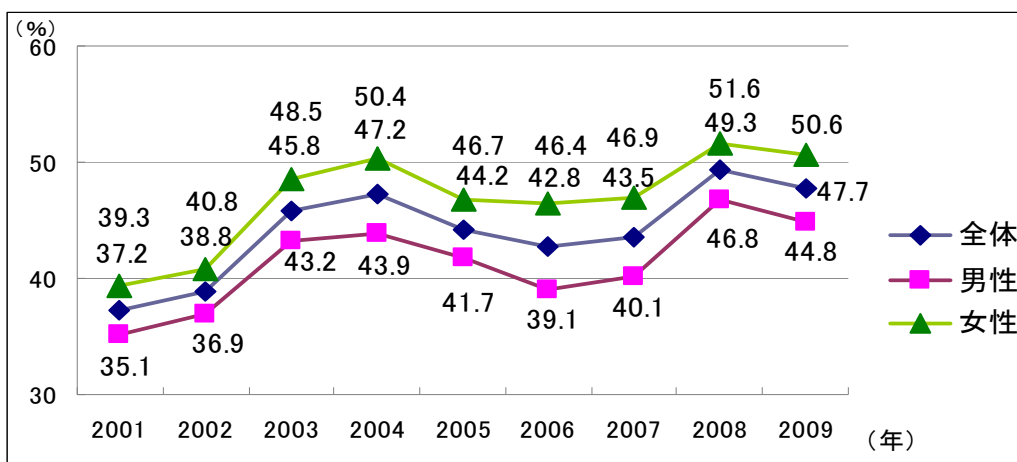
#### (2) 国民のスポーツ参加動向

##### 1) スポーツ実施状況

オーストラリア・スポーツコミッション (ASC) と州・地域政府系スポーツ機関が、2001 年から 15 歳以上を対象とする「運動・レクリエーション・スポーツ調査 (The Exercise, Recreation and Sport Survey : ERASS)」を実施している。その 2009 年調査 (標本数 21,031) によると、15 歳以上のオーストラリア人の 82.0% (約 1,410 万人) が、過去 12 ヶ月に少なくとも 1 回は何らかの運動やスポーツを行っていた。一方で、非実施者の割合は 18.0%であった。

実施状況をみると、週 1 回以上の実施者が 69.5%、週 3 回以上が 47.7%、週 5 回以上が 28.0%となっている。性別でみると、女性が男性より積極的に実施しているという特徴がみられる (図表 A-1)。

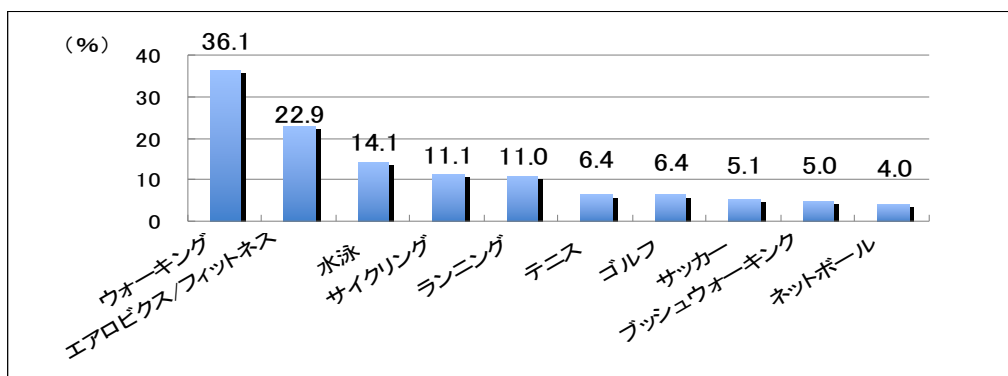
図表 A-1 オーストラリアの運動・スポーツ実施率の推移（15歳以上、週3回以上）



出典：The Exercise, Recreation and Sport Survey (2009) より作成

運動・スポーツの種目別実施状況をみると、過去12ヵ月に少なくとも1回以上行われた種目で、もっとも実施者が多かったのは「ウォーキング」の36.1%であった。2位は「エアロビクス/フィットネス」、3位が「水泳」で、以下「サイクリング/ランニング」「ゴルフ/テニス」などの順となっている（図表A-2）。

図表 A-2 種目別運動・スポーツ実施率（年1回以上；上位10種目）



出典：The Exercise, Recreation and Sport Survey (2009) より作成

## 2) スポーツクラブ加入状況

スポーツクラブの数や会員数に関するデータはないが、2009年の「運動・レクリエーション・スポーツ調査 (ERASS)」によると、15歳以上の24.9%（推計430万人）が、スポーツ・レクリエーションクラブや協会の活動に年1回以上参加していた（図表A-3）。

図表 A-3 スポーツクラブなどの組織的スポーツ・レクリエーション活動への参加状況 (%)

活動組織・場所	全体 (%)	男性 (%)	女性 (%)
スポーツ・レクリエーションクラブおよび協会	24.9	30.3	19.6
フィットネス、レジャー、インドアスポーツセンター	15.2	12.0	18.3
学校	3.8	3.9	3.6
職場	1.7	2.0	1.4
その他	7.7	7.0	8.5

出典：The Exercise, Recreation and Sport Survey (2009) より作成

## 2. 国内のスポーツ担当機関

### (1) 中央組織

#### 1) 保健・高齢化省 (Department of Health and Ageing: DHA)

オーストラリアのスポーツ行政は、2007年12月から保健・高齢化省 (Department of Health and Ageing: DHA) の所管となっている。1975年以降、スポーツの所管はたびたび変更されている (図表 A-4)。これは、憲法に中央省庁の設置に関する定めがないため、内閣改造や政権交代のたびに、省庁の再編が頻繁に行われているからである。保健・高齢化省 (DHA) への移管は、生活習慣病の予防や高齢化対策としての運動・スポーツの効果が背景にある。

図表 A-4 スポーツ所管省の移り変わり

期間	スポーツ所管省
1972/73	観光・レクリエーション省
1975/76	環境・住宅・地域開発省
1979/80	内務省
1980/81	内務・環境省
1982/83	スポーツ・レクリエーション・観光省
1987/88	芸術・スポーツ・環境・観光・特別地域省
1991/92	芸術・スポーツ・環境・特別地域省
1992/93	環境・スポーツ・特別地域省
1998/99	産業・科学・資源省
2007/08	通信・情報・技術・芸術省
2008/09	保健・高齢化省

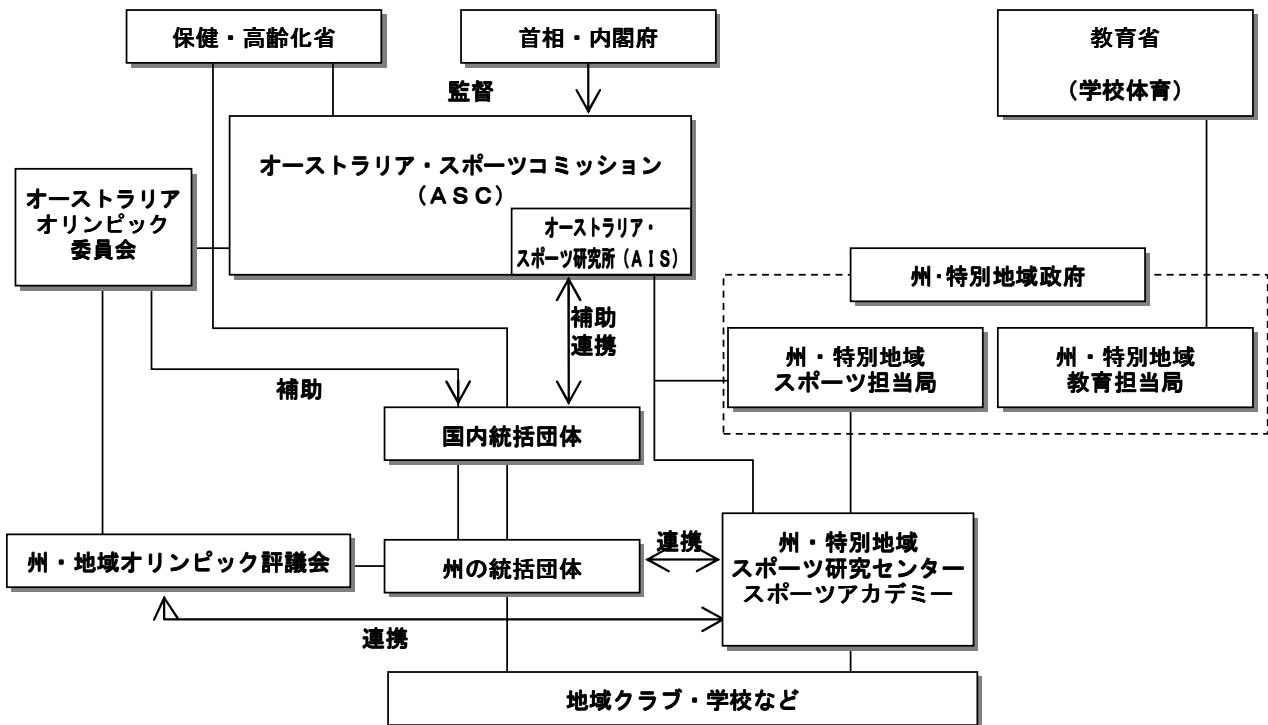
出典：森 浩寿 (1999) をもとに作成

#### 2) オーストラリア・スポーツコミッション (Australian Sports Commission: ASC)

オーストラリアでは、憲法に省庁の設置規定がないため、省レベルの組織改編が頻繁に行われる (図表 A-4)。従って、実務を担う専門機関が各方面で設立され、スポーツでは、1985年にオーストラリア・スポーツコミッションが法律に基づいて創設された。同コミッションは、予算配分から政策立案などスポーツ行政の中心的役割を担ってきたが、1989年には、「コールズ報告」などの各種調査報告の提言を受けて1981年に設置されたオーストラリア・スポーツ研究所 (Australian Institute of Sport: AIS) を吸収し、子どものスポーツから女性や高齢者のスポーツ参加、指導者養成、競技力向上に至るまで、スポーツのすべての領域に対する政策立案、予算配分などを行う機関になっている (図表 A-5)。

スポーツ行政の所管は、保健・高齢化省であるが、2010年9月より、オーストラリア・スポーツコミッションの責任監督は「首相・内閣府 (Department of Prime Minister and Cabinet)」に移管されている。

図表 A-5 オーストラリアのスポーツ組織体制図



注：図の上下の位置は、必ずしも権限関係を示すものではない

出典：ASC(2010) Annual Report2009-10、DHC ウェブサイト などに基づき作成

## (2) 地方組織

州・郡・市におけるスポーツサービスは、スポーツ・レクリエーション局 (Department of Sport and Recreation) などの名称の部局が担当している。また、各州・特別地域には、スポーツ研究センター※ (Institute of Sport) やスポーツ・アカデミー※ (Academy of Sport) が創設され、地域レベルでの競技力向上から普及振興に至るスポーツの発展が図られている※。

※スポーツ研究センターやスポーツ・アカデミーに定義的な違いはなく、各州・特別地域が、それぞれの判断で設置をしていて、両方とも設置している州・特別地域と、片方のみのケースがある。

## (3) その他

### 1) レクリエーション・スポーツに関する常任委員会

#### (Standing Committee of Recreation and Sport : SCORS)

各州・特別地域のスポーツ・レクリエーション担当機関、オーストラリア・スポーツコミッションおよび保健・高齢化省 (DHA) をメンバーとするレクリエーション・スポーツに関する常任委員会であり、全国調査などを手がけている。

### 2) スポーツ・レクリエーション担当大臣会議 (Sport and Recreation Minister's Council : SRMC)

連邦政府、各州・特別地域のスポーツ・レクリエーション担当大臣による通常年一回の会議を開催する。近年では、ニュージーランドやパプアニューギニアの担当大臣も加わり、スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する協働、協力について話し合われている。

### 3. スポーツ関係法

#### (1) オーストラリア・スポーツコミッション法 (Australian Sports Commission Act 1989)

1985年法を改正し、オーストラリア・スポーツ研究所 (AIS) の管理・運営に関する条項を組み込んだもので、オーストラリア・スポーツコミッションを同国のスポーツを統括する最高機関として位置付け、同コミッションの機能や権限について規定する法律である。

具体的には、スポーツ担当大臣へのスポーツ振興に関する助言、スポーツ振興のための活動の調整、スポーツにおいて優秀な能力を有する、あるいは優れた潜在能力を有する選手や指導者、審判等のためのさまざまなプログラムの開発と展開、スポーツ参加における機会の平等を促進するためのプログラムの開発と導入、スポーツ医科学の発展、オーストラリア・スポーツ基金 (Australian Sports Foundation : ASF) を通じた資金の増大、関連スポーツ団体に対する情報・サービスの提供、ドーピングのないスポーツ環境推進のための関連スポーツ団体との協働といった機能をオーストラリア・スポーツコミッションに付与した。

また、その他理事会の構成や権限、戦略プランの策定などが規定されている。

#### (2) その他のスポーツ関係法規

連邦レベルにおけるスポーツに関する主な法律は以下のとおりである。各州・特別地域にも、それぞれスポーツに関連する州・特別地域法が制定されている。

##### 1) オーストラリア・アンチドーピング機構法

1990年、連邦政府はオーストラリア・スポーツ薬物局法 (Australian Sports Drug Agency Act 1990) を制定し、アンチ・ドーピング体制の中心機関としてのオーストラリア・スポーツ薬物局 (Australian Sports Drug Agency : ASDA) を設置し、教育・啓蒙活動、検査の実施する体制を整えた。スポーツ界において、アンチ・ドーピングの体制が世界アンチ・ドーピング機構を中心に移行したことや、ユネスコのアンチ・ドーピング条約が採択されたことを受けて、連邦政府は、オーストラリア・アンチドーピング機構法 (Australian Sports Anti-Doping Authority Act 2006) を制定させ、新たにオーストラリア・アンチドーピング機構 (Australian Sports Anti-Doping Authority : ASADA) を設立し、国内アンチ・ドーピング活動の中心となる権限を付与した。

##### 2) オリンピック記章保護法

これは、五輪マークなどのオリンピックに関する標章を保護し、オーストラリアオリンピック委員会 (当時 AOF、現 AOC) に独占的権利を与え、独自財源を確保するとともに許可のない商業利用から保護するために制定されたものである。

1993年に夏季オリンピックのシドニー大会 (2000年) の開催決定を受けて、オリンピック・トーチとその炎のデザイン、オリンピック・モットーなどを保護の対象に追加した (改正1994年法)。さらに、シドニー大会後には、「Olympic」「Olympic Games」「Olympiad」という語を保護の対象に追加した (改正2001年法)。

#### 4. スポーツ関連予算、財源、税制

##### (1) スポーツ関連予算

###### 1) 国のスポーツ関係予算

保健・高齢化省 (DHA) の2009年度のスポーツ関連予算は約6,200万豪ドル(約50億8,400万円)であるが、それとは別に、2010年からの新しいスポーツ政策である「成功への道」関連の予算が2010年度で、3億2,500万豪ドル(約266億5,000万円)計上されている。その内、スポーツ参加促進に関する配分が1億9,500万豪ドル(約159億9,000万円)となっている。

オーストラリア・スポーツコミッションの2010年度の全体予算は約3億1,058万豪ドル(約254億6,700万円)であり、その内、政府からの助成は、約2億4,803万豪ドル(約203億3,800万円)である。

※1 豪ドル=82円で換算

###### 2) 予算の用途および補助金の配分

オーストラリア・スポーツコミッションの2009年度の支出は、エリートスポーツの発展に39%の9,850万豪ドル(約80億7,700万円)、地域スポーツの振興に21%の5,420万豪ドル(約44億4,400万円)、オーストラリア・スポーツ研究所(AIS)に19%の4,850万豪ドル(約39億7,700万円)となっている。また、各競技団体等への配分は、もっとも多いのがサッカーで713万豪ドル(約5億8,500万円)、以下、水泳、ボート、陸上、ホッケーと続き、ちなみにラグビーは46万豪ドル(約3,800万円)となっている。その他、パラリンピック委員会に910万豪ドル(約7億4,600万円)、各障害者スポーツ団体に129万5,000豪ドル(約1億600万円)が配分されている(図表A-6)。

図表 A-6 競技団体への配分 (上位 10 位 ; 2009)

競技団体	助成額(豪ドル)
サッカー	7,134,110
水泳	6,140,481
ボート	5,907,982
陸上	5,784,038
ホッケー	5,489,581
自転車	5,113,066
バスケットボール	4,425,424
ヨット	3,753,192
カヌー	2,875,893
体操	2,210,701
障害者スポーツ団体	助成額(豪ドル)
パラリンピック委員会	9,104,478
各障害者スポーツ団体	1,295,000

出典 : ASC (2010) Annual Report

##### (2) 財源

連邦政府および州・特別地域政府のスポーツに関する財源は、基本的にそれぞれの全体予算の中から割り当てられ、配分先も州・特別地域によって異なる。

オーストラリア・スポーツコミッションは、オーストラリア・スポーツ基金 (ASF) を設置しており、政府からの予算の一部を運用することで資金調達を行っている。

## 1) スポーツくじ等による財源

すべての州は州の宝くじを実施しており、その収益は州の歳入に組み込まれ、助成先も州によって異なる。

### ①南オーストラリア州くじ

南オーストラリア州では、数を選ぶ宝くじとスクラッチくじ、およびスポーツくじを販売している。2007年度の売上は3億6,660万豪ドル(約300億6,100万円)で、このうちスポーツくじの売上は全体の0.2%である58万豪ドル(約4,800万円)となっている。全体の売上はここ数年横ばいであり、スポーツくじの種類はサッカーの試合結果を予想するもの1種類のみである。収益のうち、21万8,000豪ドル(約1,800万円)が州のレクリエーション・スポーツ基金へ配分され、スポーツ施設の整備やスポーツサービスのために使われる。1987年から2008年までの20年間で、合計820万豪ドル(約6億7,200万円)が助成されている。

### ②西オーストラリア州くじ

西オーストラリアでは、南オーストラリア州と同じ種類のくじが販売されている。2007年度の売上は、全体の0.1%の98万豪ドル(約8,000万円)である。全体の売上はここ数年増加しているが、スポーツくじの売上は減少傾向にある。収益のうち、1,200万豪ドル(約9億8,400万円)がスポーツへ助成されており、そのうち370万豪ドル(約3億300万円)が西オーストラリア・スポーツ研究所(Western Australian Institute of Sport : WAIS)へ、450万豪ドル(約3億6,900万円)が120の各スポーツ州連盟へ助成された。

## (3) 税制

スポーツ振興に関する税制上の優遇措置としては、地域のスポーツクラブ等に対する減免措置があげられる。地域のスポーツ活動において、主体的に活動するのがクラブであり、多くのクラブが各州・特別地域法が定める「社団法人(Incorporated Association)」を取得している。その他、多くの競技団体も社団法人であり、それらの法人は、所得税の減免措置が受けられる。

## Ⅱ スポーツ政策の施策事業

---

### 1. スポーツ基本計画

#### (1) オーストラリアスポーツ：成功への道 (Australian Sport: The Pathway to Success)

2008年、政府は「オーストラリアスポーツ：成功への道 (Australian Sport: The Pathway to Success)」を発表し、現在それに基づきさまざまな取り組みが展開されている。「成功への道」では、変革の必要性を説いた上で、スポーツ参加や競技力向上などについて新たな取り組みを示している。

具体的に、参加率の向上に関しては、教育を通じた子どもたちのスポーツ参加率の向上、すべての地域社会メンバーの参加率向上のためのスポーツ組織支援、障害をもつ人々の参加支援、女性のスポーツ参加の障壁の除去、先住民族の参加促進、活動の場の確保などを掲げている。

競技力向上では、エリートスポーツ指導者の維持と養成、国際競技会への参加支援、エリート選手への財政援助、トレーニング環境のさらなる充実、スポーツ研究センターやスポーツ・アカデミーの再編成、アンチ・ドーピング活動の継続などをあげている。

その他として、ボランティアや地域スポーツ指導者らの支援、アスリートの地域スポーツへの貢献の拡大、タレント発掘、地域スポーツとエリートスポーツの連携の強化などが設定されている。

### 2. スポーツ振興施策

#### (1) 生涯スポーツ振興施策

##### 1) スポーツ参加促進施策

##### ①プレイ・フォー・ライフ～スポーツクラブへの加入 (Play for life～join a sporting club)

オーストラリア・スポーツコミッションを中心として各州政府や地方自治体などと連携して、「プレイ・フォー・ライフ～スポーツクラブへの加入 (Play for life～join a sporting club)」というキャンペーンが展開されている。これは、子どもたちや家族を対象に、クラブでのスポーツ参加を推進するもので、全てのスポーツのクラブが取り上げられ、「誰もが健康になりたい。ならば生涯を通じてスポーツに挑戦しプレイしましょう！」と呼びかけ、地域にどのようなクラブがあるかなどの情報提供や各種イベントが展開されている。

##### 2) 子どものスポーツ振興に関する施策

##### ①アクティブ・アフタースクール・コミュニティーズ (Active After-school Communities)

オーストラリア・スポーツコミッションは、2005年に900の小学校を対象に「アクティブ・アフタースクール・コミュニティーズ (Active After-school Communities: AASC)」プログラムを導入した。これは、小学校に通う年齢の児童に対して、午後3時から午後5時半の放課後の時間帯に、無料で組織的な運動・スポーツに参加する機会をより多く提供するというもので、2011年度は、3,500以上の小学校や学童クラブなど国内約19万人の子どもたちを対象とし、4,350万豪ドル（約35億6,700万円）が政府から配分される。

アクティブ・アフタースクール・コミュニティーズの導入には、小学校に通う子どもたちが運動をしなくなってきたこと、結果として健康的でなくなってきたこと、運動能力の低下、保護者の労働環境の変化により放課後の子どもの活動をサポートできなくなってきたこと、といった背景があり、そういった問題を解消するために導入された。

このプログラムは、地域のコーディネーターを通じて、学校やクラブ、関連機関とともに、子どものスポーツ参加の促進が図られている。また、指導者やボランティアへの教育・関与が必須となっていて、地域社会の関与が基盤となっていることから、結果として、地域社会の構築も期待されている。



## (2) 国際競技力向上施策

### 1) 競技力向上施策

#### ①オーストラリア・スポーツ研究所奨学生制度 (AIS Scholarships)

オーストラリア・スポーツ研究所 (AIS) では、メインプログラムとして、研究所奨学生制度 (AIS Scholarships) がある。青少年アスリートを研究所奨学生として採用しているが、単にトレーニングや医科学サービスを提供するだけでなく、学業や就職に対する機会の提供や訓練などが行われており、若い世代への学業・就職支援とともに、高水準の指導サービスが提供されている。具体的な内容は競技によって異なるが、チームスポーツなどでは、研究所チームとして地域リーグへ参加しているものもある。プログラムとしては、「エリート選手へのライフスキルプログラム : Life Skills for Elite Athletes Program」、「アスリートキャリア・教育プログラム : Athlete Career and Education Program」などがある。

#### ②グリーン・ゴールドプロジェクト

2011年2月、ロンドンオリンピックに向けた特別強化支援策「グリーン・ゴールドプロジェクト」が、政府、オーストラリア・スポーツコミッション、オーストラリア・スポーツ研究所とオーストラリアオリンピック委員会との間で合意された。これは、2012年のロンドンオリンピックでのメダル獲得数で5位以内を目指すというもので、特別強化対象を10種目指定し、新たに合計で250万豪ドル(約2億500万円)を拠出する支援策である(図表A-7)。

図表 A-7 グリーン・ゴールドプロジェクト対象種目と助成額

種目	助成額(豪ドル)
水泳	1,000,000
自転車	300,000
ボート	300,000
ヨット	250,000
カヌー	250,000
陸上	135,000
飛び込み	100,000
体操	65,000
トライアスロン	50,000
馬術	50,000

出典 : ASC<[http://www.ausport.gov.au/news/releases/story\\_414169\\_green\\_and\\_gold\\_project\\_to\\_prepareour\\_athletes\\_for\\_london](http://www.ausport.gov.au/news/releases/story_414169_green_and_gold_project_to_prepareour_athletes_for_london)>

#### ③地方スポーツチャンピオンプログラム

地方の12歳から18歳を対象にした、都市で開催される州・連邦レベルの大会参加のための資金援助プログラムである。選手だけが対象ではなく、該当年齢でのコーチや審判での参加も対象となる。具体的には、往復で250km以上の道のりであること、その大会参加に関して他からの助成を受けていないこと、賞金の発生する大会ではないことなどが条件となっている。

## 2) スポーツ指導者関連施策

### ①指導者資格制度

1978年に創設された指導者評議会 (Australian Coaching Council) は、1979年に指導者資格制度 (National Coaching Accreditation Scheme : NCAS) を導入した。指導者資格は、地域スポーツクラブの指導者向けのレベル1からトップアスリートを指導するレベル3までの3段階である。

資格の取得には、種目別の課程と一般科目の受講が義務づけられている。種目別の課程は各競技団体が独自に運営しており、レベル1、2は、州、自治体のスポーツ協会や、地域のクラブなどで実施されている。レベル1および2の一般科目については、オーストラリア・スポーツコミッションに登録された州のコーチセンター (多くの場合、州のスポーツ・レクリエーション局に置かれている) などが実施している。

資格の有効期間は種目ごとに異なり、更新にあたっては所定の講習を受けることが義務づけられている。2004年までの25年間に、指導者資格制度の認定を受けたコーチは30万人以上にのぼる。現在の認定コーチの数は84種目でおよそ84,000人おり、このうち1,200人はレベル3の資格保有者である。

## (3) スポーツの保護関連施策

### 1) ドーピングに関する施策

オーストラリアにおけるアンチ・ドーピングの取組は、1970年代に遡る。1978年から1982年にかけてスポーツ医学協会が中心となって実態調査が行われ、スポーツにおける薬物使用が幅広い年代、あらゆる種目、すべての競技レベルにおいて広まっていることが明らかとなった。1985年にオーストラリア・スポーツコミッションが設立されると、同コミッションを中心とするさまざまなアンチ・ドーピングキャンペーンが展開された。

1990年、連邦政府は、教育・啓蒙活動と検査を実施するアンチ・ドーピングの専門機関としてオーストラリア・スポーツ薬物局 (Australian Sports Drug Agency : ASDA) を創設した。

国レベルでの施策として、オーストラリア・スポーツコミッションを中心にオーストラリア・アンチ・ドーピング・スキーム (National Anti-Doping Scheme : NAD) が作成され、教育や検査活動の枠組みを定めている。

世界ドーピング防止機構の設立やユネスコによるアンチ・ドーピング条約の批准などを受けて、連邦政府は、2006年、オーストラリア・スポーツ薬物局 (ASDA) を発展的に解消し、新たにオーストラリア・アンチ・ドーピング機構 (Australian Sports Anti Doping Authority : ASADA) を創設した。その機能は、薬物局時代と大きく変わったわけではないが、設置法とオーストラリア・アンチ・ドーピング・スキーム (NAD) に基づいて、検査と教育啓蒙を中心に活動している。

各州・特別地域には、アンチ・ドーピング法 (たとえば、Sports Anti-Doping Act (Vic : ビクトリア州)) が制定されていて、州レベルでの検査・教育活動が行われた。

オーストラリアオリンピック委員会 (AOC) によるドーピング教育プログラムとしては、2002年から「リブクリーン・プレイクリーン (Live Clean Play Clean)」プログラムがオーストラリア・スポーツ薬物局 (ASDA、現 ASADA) との連携のもとに展開されている。特に、13歳から18歳の競技者を対象に、薬物使用が招く道徳的、倫理的、社会的そして身体的な影響などについて啓蒙しており、これまで20,000人を超える競技者に対して行われている。

## 2) スポーツ紛争解決制度

オーストラリアには、スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport : CAS) のオセアニア支部が設置されているので、同裁判所で紛争解決をはかることが容易となっている。

もともと、ほとんどの競技団体は各州・特別地域の定める社団法人法に基づき設置されており、州によっては設立の認可にあたって、紛争解決制度の構築を求めている。そのため、多くの競技団体・リーグには、団体の紛争解決制度 (Sporting disciplinary bodies or tribunals) が構築されていて、司法システムにおける第一審的機能を有している。

2006年、南オーストラリア州に、レクリエーション・スポーツ担当部局などが中心となって「南オーストラリア州スポーツ紛争センター (The South Australian State Sport Dispute Centre)」が設立され、裁判にかわる代替的紛争解決機関として業務を行っている。

## 3) 倫理的・道徳的保護・セクハラ・暴力防止等に関する施策

オーストラリア・スポーツコミッションでは、倫理的問題解決のために、「ルールに基づいてプレイしよう (Play by the Rules)」というプログラムを実施している。また、「オーストラリアスポーツの最重要点 (The Essence of Australian Sport)」というキャンペーンを展開し、4つの必要不可欠なキーワードとして、「公正 (fairness)」、「敬意 (respect)」、「責任 (responsibility)」、「安全 (safety)」を求めている。

また、以前から、指導者や保護者向けの「行動規範 (Code of behaviour)」をそれぞれ策定して、教育啓蒙活動を行っている。

### Ⅲ スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

---

#### 1. 国内のスポーツ統括団体

##### (1) オーストラリアオリンピック委員会 (Australian Olympic Committee : AOC)

###### ① 設立背景・特徴

オーストラリアの国内オリンピック委員会は、非営利社団法人 (Incorporated Association) のオーストラリアオリンピック委員会 (Australian Olympic Committee : AOC) である。同委員会は、オリンピック等への派遣業務を中心に、国際競技力の強化、オリンピック・ムーブメント教育の推進などを業務としている。各州・特別地域には、州 (特別地域) オリンピック評議会 (State Olympic Councils) が設置され、同委員会や各州・特別地域のスポーツ研究センター、スポーツ・アカデミーと連携して、強化や資金調達などが展開されている。

###### ② 組織構成

オーストラリアオリンピック委員会には、各オリンピック大会の準備のための「チーム・エグゼクティブ (Team Executives)」、監査委員会 (Audit Committee)、役員報酬・任命委員会 (Remuneration and Nominations Committee)、財務委員会 (Finance Commission) という4つの委員会・部局が理事会直轄として設置されている。また、それらとは別にアスリート委員会 (Athletes' Commission) や医事委員会 (Medical Commission) も置かれている。

競技団体は、夏季種目で28団体、冬季種目で7団体の選手・指導者らが、助成プログラムからの助成金を受けている。

###### ③ 予算

2009年度の収入は、1,633万1,425豪ドル (約13億3,900万円) であった。内訳は、スポンサーシップやライセンス使用による収入が903万2,538豪ドルで約55.3% (約7億4,000万円)、オーストラリア・オリンピック基金からの分配が629万3,580豪ドルで約38.5% (約5億1,600万円) などとなっている。スポンサーシップやライセンス使用による収入比率が約55.3%と高い背景には、オリンピック記章保護法 (Olympic Insignia Protection Act 1987) により、オーストラリアオリンピック委員会にオリンピックのロゴやマークなどの管理権を与えていることがあげられる。オリンピック開催年には、オリンピック選手団への資金などが大幅に上乗せされる\*。

※2008年 (北京オリンピック開催年) の収入は、2,944万5,831豪ドル (約24億1,500万円) であった。

#### 2. その他のスポーツ組織

##### (1) 国内統括団体

オーストラリアのほとんどの国内統括団体は、各州・特別地域の定める社団法人法に基づく社団法人であり、オーストラリア・スポーツコミッションやオーストラリアオリンピック委員会からの分配金、スポンサーシップなどをもとに運営されている。

##### (2) オーストラリア・スポーツ連合 (Confederation of Australia Sport : CAS)

オーストラリア・スポーツ連合は、1976年に設立された競技団体の集合体であり、政府への政策アピールやスポーツへの関心を向上させるためのさまざまな活動を行ってきている。

構成団体は国内統括団体やスポーツ産業関連組織である。同連合は、スポーツや身体活動の推進を通じて、人々の健康や福祉の向上、経済へのスポーツ・レジャー産業の寄与などを目指している。

## IV 特定スポーツ政策の状況

### 1. 障害者スポーツ

#### (1) 障害者スポーツの歴史

スポーツや余暇活動も含め、現在のオーストラリアの障害者福祉政策は、1986年の障害者サービス法と、1992年の障害者差別禁止法の影響を強く受けている。また、多民族国家であり、加えてオーストラリアの原住民との共生といった視点から、スポーツ政策にスポーツ・フォー・オール（生涯スポーツ）の考え方が取り入れられる中、障害者も、その対象として位置付けられている。特に近年、障害者を受け入れるためのノウハウの構築は目覚ましい。

オーストラリアは、1960年にローマで開催された第1回パラリンピック大会に13名の選手を派遣した。結果、4種目において3個の金メダルを含む計10個のメダルを獲得し、メダル獲得数総合第7位の成績を収めたが、当時のオーストラリアは、施設や病院にいる障害者には人権もない状態での生活を強いていた。1975年の障害者支援法（The Handicapped Person's Assistance Act）が制定されても、レクリエーションのための限定的な資金が分配されている程度であった。一方で、心臓病、糖尿病、肺がんなどの疾患対策として、1975年のレクリエーション・身体活動推進プロジェクト「ライフ・ビー・イン・イット（Life be in it: 人生を手にいれよう）」が開始され、健康対策としてのフィットネスの推進が政策として打ち出された。

1976年のモントリオールオリンピックでの低調な成績や、1983年の労働党政権への交代などが影響し、1980年のコーエンのスポーツ・レクリエーションに関する文書（Sport and Recreation Discussion Paper）を機に、スポーツ・フォー・オールという考え方の取り組みが始まった。障害者スポーツに対する政策として、障害者も使用できる施設整備なども、政策課題として取り上げられるようになった。特に、1983年にホーク政権が発行したマニフェスト「スポーツ・レクリエーション：オーストラリアの活性化（Sport and Recreation: Australia on the Move）」においても、エリートスポーツだけでなく、地域スポーツの推進も掲げ、特に障害をもつ競技選手もアクセス可能で、また国際基準に則ったスポーツ施設に対する戦略が打ち出された。オーストラリア・スポーツ研究所(AIS)が設立された1981年度のスポーツ関連予算が1,300万豪ドル（約10億6,600万円）、1982年度が1,400万豪ドル（約11億4,800万円）であったのに対し、1983年度には2,300万豪ドル（約18億8,600万円）が障害者も利用可能な施設整備のため投入された。

スポーツ・フォー・オールの推進をさらに推し進めたのが、連邦法である1992年の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）の制定である。地域社会で障害者がスポーツ活動に参加できることを具体化させるために、指導法を含め、障害者をスポーツ活動に受け入れるための方策が整備されていった。

1993年、オーストラリア・スポーツコミッションは、障害種別の国内統括団体と協働し、「障害をもつアスリートのための指導法」を出版した。同年、障害児がスポーツに参加できるように、さまざまなアイデアが紹介されている『ギブ・イット・ア・ゴー（Give it a go: 挑戦してみよう）』が出版される。この本に登場する7人の障害児には、それぞれモデルとなった人物（障害種別が異なり、アスリートとしても成功している人物）がおり、それぞれの体験談も活かされながら、各個人におけるスポーツ活動がどのような工夫や支援のもと可能となったのかを具体的に示している。

1999年の障害教育プログラムを経て、2003年に紹介された「スポーツ・コネクト（Sports CONNECT）」には、国内統括団体も参画し、障害者と障害者を受け入れる側が直面するであろう課題への対応策を示す教育プロジェクトが立ち上げられた。2010年には、16の競技団体がこのプロジェクトに参画し、さらに24の競技団体がこのプロジェクトのネットワークに加わっている（図表A-8）。

**図表 A-8 オーストラリアにおける障害者スポーツの変遷**

年	事項	コメント
1975	全豪障害者スポーツ連合設立	1994年解散
1975	障害者支援法	
1975	ライフ・ビー・イン・イット(Life be in it)	疾患予防対策プロモーション
1976	冬季パラリンピックへ選手派遣	但し公式には出場資格なし
1980	冬季パラリンピックへ選手派遣	2名を派遣
1983	マニフェスト 「スポーツ・レクリエーション：オーストラリアの活性化」	障害者スポーツへの取り組みが政策アジェンダとして明文化される
1985	オーストラリア・スポーツコミッション (ASC) 設立	
1986	障害者サービス法制定	
1990	全豪障害者スポーツ連合がパラリンピック委員会へ	公式に活動を始める
1992	障害者差別禁止法制定	
1995	「障害をもつアスリートのための指導法」出版	ASCより発行
1995	「ギブ・イット・ア・ゴー (Give it a Go)」出版	ASCより発行
1995	ウィリング・エイブルプログラム (Willing able program)	障害児が体育や地域のスポーツ活動に参加できるようにするためのプログラム
1999	ディサビリティ・エジュケーションプログラム (Disability Education Program)	教育プログラム
2000	シドニーパラリンピック開催	
2003	スポーツコネクトプロジェクト	教育プログラム作成プロジェクト 国内統括団体も参画

出典：Stewartら（2004）、ASC（1993）などを参照に作成

**(2) 障害者スポーツの現状**

オーストラリアにおける障害者の比率は、人口の約 20%である。長期に疾患を有する人を含め、障害者と定義する範囲は広いが、障害者スポーツにおいては、身体障害と知的障害が主である。

2009 年のオーストラリア統計局の報告によれば、オーストラリアの健常者のスポーツ参加率が 68.1%であるのに対し、障害者では 53.3%と低い。

障害種別としては、視覚障害・聴覚障害・言語障害者のスポーツ参加率は 53%ともっとも高く、身体障害者の 48%、精神障害者の 46%、知的障害者の 42%を上回った。さらに、視覚障害・聴覚障害・言語障害者の 25~34 歳のスポーツ参加率は 79%と高かった。年齢によるスポーツ参加率は、同様の傾向がみられ、身体障害者の同年齢層の参加率は 61%、知的障害者は 70%、精神障害者は 54%であった。年齢別でみると、65 歳以上の参加率はもっとも低く、特に 55~64 歳の知的障害者のスポーツ参加率は 17%と低かった（図表 A-9）。

**図表 A-9 障害者と健常者のスポーツ参加率比較（2006）**

	全体	男性	女性
健常者	68.1%	69.1%	67.1%
障害者	53.3%	55.3%	51.3%

出典：オーストラリア統計局(2009)Participation in Sport by People with a Disability より作成

### (3) 障害者スポーツの組織構造

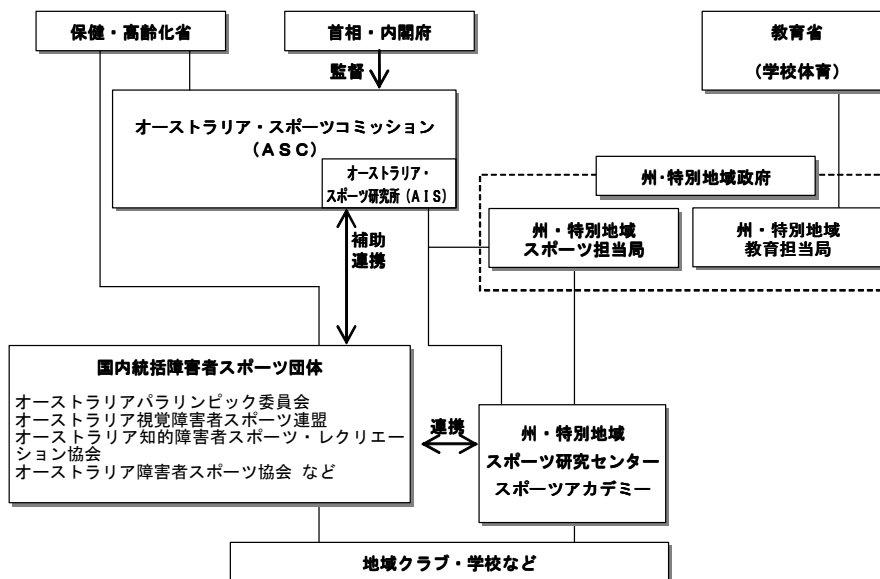
#### 1) 障害者スポーツ担当行政組織

現在のオーストラリアにおける障害者スポーツ政策の特徴は、障害の有無、性別、人種を超え、保健・高齢化省が障害者スポーツを所管し、オーストラリア・スポーツコミッションが障害者スポーツの推進も事業対象としていることである（図表 A-10）。同コミッションは、1992 年の障害者差別禁止法制定後、エリートスポーツだけでなく、地域の生涯スポーツ、体育に至るまで幅広く障害者スポーツを取りまとめるようになった。また、2010 年 9 月現在、26 の国内統括団体が、統合（インテグレーション）政策をとる。なかでも水泳、バスケットボール、テニスの 3 つの競技団体においては、障害者スポーツ推進担当者を設け、選手育成、コーチングプログラム、選手派遣など幅広く障害者スポーツの推進に努めている。2010 年 12 月まで、同コミッション内部に障害者支援課（Disability Service Sector）が約 20 年にわたり設置されていたが、ギラード新政権のもと、予算削減のため組織改革がなされ、障害者スポーツ課は現在、事実上存在していない。女性スポーツの推進課や先住民族をターゲットとした推進課も同時に閉鎖され、スポーツ振興という大枠の中で、障害者スポーツも推進されることとなった。なお、同コミッションがこれまでにやってきた「スポーツ・コネクト（Sports CONNECT）」（後述）などのプロジェクトは、継続されている。

連邦政府からの政府財源を、オーストラリア・スポーツコミッションがこうした競技団体に分配するほか、連邦統括障害者スポーツ団体にも分配する。たとえば、2010 年のオーストラリア・パラリンピック委員会の主な財源は、同コミッションが 961 万 7,000 豪ドル（約 7 億 8,900 万円）と最も高く、全体の約 60% を占めている（図表 A-11）。

1975 年設立の全豪障害者スポーツ連合は、1990 年に設立されたオーストラリア・パラリンピック委員会（Australian Paralympic Committee: APC）に改組され、障害のあるアスリートを支援する機関となる。同委員会は、代表選手の育成、夏季・冬季パラリンピック大会への選手派遣、マーケティング事業（スポンサーなど）、広報などを主な業務としている。同委員会には、現在、18 の登録団体がある。この登録団体には、陸上競技、バスケットボール、自転車競技などといった国内統括団体と、オーストラリア視覚障害者スポーツ連盟など特定の障害種別を支援する連邦統括障害者スポーツ団体とがある。

図表 A-10 障害者スポーツ団体組織図



注：図の上下の位置は、必ずしも権限関係を示すものではない  
出典：ASC(2010) Annual Report 2009-10、DHC ウェブサイト などに基づき作成

**図表 A-11 オーストラリア・パラリンピック委員会 収入内訳の推移** (豪ドル)

	2007年	2008年	2009年	2010年
オーストラリア・スポーツコミッション	5,435,000	10,851,000	9,603,000	9,617,000
他の政府助成	271,000	629,000	388,000	238,000
スポンサー	1,247,000	1,468,000	1,546,000	1,660,000
募金など	1,594,000	3,112,000	4,399,000	4,109,000
資本収入	592,000	845,000	655,000	464,000
他の収入	8,000	15,000	17,000	197,000
収入合計	9,147,000	16,920,000	16,608,000	16,285,000

出典：オーストラリア・パラリンピック委員会（2010）より作成

## 2) 連邦統括障害者スポーツ団体

連邦統括障害者スポーツ団体は、古い順でオーストラリア聴覚障害者スポーツ連盟 (Deaf Sports Australia) (1954 年設立)、オーストラリア視覚障害者スポーツ連盟 (Blind Sports Australia) (1977 年設立)、オーストラリア切断者スポーツ連盟 (The Amputee Sporting Association of Australia) (1981 年設立)、オーストラリア知的障害者スポーツ・レクリエーション協会 (Australian Sport and Recreation Association for People with Intellectual Disability) (1986 年設立)、オーストラリア脳性麻痺者スポーツ・レクリエーション協会 (Cerebral Palsy Australian Sports and Recreation Federation) (1989 年設立)、スペシャルオリンピックスオーストラリア (Special Olympics Australia) (1996 年設立) などがある。

こうした団体は、特に身体障害者を中心に、国内外の情勢のもと組織改革がなされている。1998 年、オーストラリア切断者スポーツ連盟は、国際身体障害者スポーツ機構 (International Sports Organization for the Disabled) の組織機構に沿い、主に車いす使用者や切断者などの肢体不自由者を対象としたオーストラリア障害者スポーツ協会 (Australian Sports Organisation for the Disabled) に統合された。しかし、2003 年、オーストラリア・スポーツコミッションの指導のもと、オーストラリア障害者スポーツ協会のオフィスは閉鎖され、肢体不自由者、脳性麻痺者、車いす使用者の競技スポーツを取りまとめるオーストラリア障害をもつ競技選手連盟 (Australian Athletes with a Disability) が発足した。

### (4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

障害者福祉政策としては、1992 年の障害者差別禁止法がある。スポーツについては、障害者スポーツの推進に特化した政策はないが、推進促進のためのさまざまなmanifesto などがある。たとえば、障害者もアクセス可能な施設整備を示した 1983 年にホーク政権が発行したmanifesto 「スポーツ・レクリエーション：オーストラリアの活性化」や、エリートスポーツと地域スポーツ (生涯スポーツ) の推進のバランスをうたった 2001 年の「オーストラリアのスポーツ能力支援 (Backing Australia's Sporting Ability)」、2010 年の「オーストラリアスポーツ：成功への道」などである

### 1) スポーツ・コネクト

「スポーツ・コネクト～障害者部門教育資源プロジェクト (Sports CONNECT～Disability Sector Education Resource Project)」は、かつてのオーストラリア・スポーツコミッション内に設置されていた障害者支援部署が中心となって実施した。2010 年には同コミッションからプロジェクトの報告書が出された。このプロジェクトは、1995 年に出版された「障害をもつアスリートの指導法」に始まり、1999 年の「障害者教育プログラム」において示された「①施設やクラブのアクセス、②障害者も指導できるコーチ、③エリートスポーツの推進も含めた障害者も参加できる活動に関するマニュアル」を



基盤に、障害者がより多くのスポーツ参加の機会を得ることができるよう、16の国内統括団体のさまざまな競技団体と協働し作成したものである。このプロジェクトは、①アンケート調査の実施や、障害種別ごとのグループとのインタビュー調査により、障害者のスポーツ参加の実態を明らかにする、②障害者がスポーツに参加できるためのマニュアルを作成、③作成されたマニュアルを試行し、より良いマニュアルの作成を試みるといった流れで進められた。

1995年に出版された「障害をもつアスリートの指導法(Coaching athletes with Disabilities(CAD))」は、全部で8編から成る。

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ①障害を持つアスリートの指導総論、   | ②切断障害をもつアスリートの指導法、 |
| ③脳性麻痺アスリートの指導法、     | ④知的障害アスリートの指導法、    |
| ⑤視覚障害アスリートの指導法、     | ⑥聴覚障害アスリートの指導法、    |
| ⑦臓器移植を受けたアスリートの指導法、 | ⑧車いすアスリートの指導法      |

この障害をもつアスリートの指導法(CAD)は、オーストラリア・スポーツコミッションが、障害をもつアスリートの可能性への理解と障害をもつアスリートを指導する際の留意点を理解することを目的として、オーストラリアコーチング協会と各障害種別の連邦統括障害者スポーツ団体と協働し作成した。

## (5) 障害者スポーツ施策・事業

### 1) 施設

障害者のスポーツ施設の利用については、1983年より取り組んでいるオーストラリアでは、障害者差別禁止法を法的な後押しとし、障害者も地域のスポーツ施設を利用することが可能となっている。また、オーストラリア・スポーツ研究所(AIS)も健常者の選手と同様に利用できる。

### 2) 指導者

2000年シドニーパラリンピック開催後、オーストラリア・スポーツ研究所は、オーストラリアパラリンピック委員会と協働し、同研究所のプログラムを障害者にも健常者と同様に提供し、スポーツ推進を図ることを決定した。まずは、2001年に陸上競技がこのプログラムに着手した。指導者のシステムについては、パラリンピックについてもオリンピックと同様のものが用いられている。たとえば、選手によるコーチの評価システムも適用され、評価の低いコーチは、継続して選手の指導にあたることはできないことなどがある。

### 3) 競技力向上

最新の競技力向上施策としては、2010年に出された「オーストラリアスポーツ：成功への道」がある。障害者スポーツに特化したものではないが、オーストラリアの競技力向上の中に、障害者も施策として含まれている。

図表A-10の組織図が示すように、オーストラリア・スポーツコミッションは、①連邦統括障害者スポーツ団体、②国内統括団体、③各州のスポーツ・レクリエーション局が、地域のスポーツ協会やクラブと連携し、スポーツの機会を提供する。こうしたシステムにより、地域に根差し、かつ継続的な活動が可能な場としてのクラブやプログラムが展開され、また競技会の開催を可能としている。先に紹介した「スポーツ・コネクト(Sports CONNECT)」などが、このプログラム推進に有効なものとして活用されている。さらに優秀な成績を収めた者は、種目別に開催されている全豪大会の出場機会を得るだけでなく、強化選手としてナショナルチームの合宿などにも参加している。

## 2. ナショナルスタジアム

国のあり方が連邦制であるため、国の施設等はかなり限定される。オーストラリアでは、オリンピックを2度（1956年：メルボルン、2000年：シドニー）開催しているが、いずれも当該州の管理下で実施されている。シドニーオリンピックの際のメインスタジアムは当時「スタジアム・オーストラリア（Stadium Australia）」と呼ばれていたが、その後、命名権を活用して「テルストラ・スタジアム（Telstra Stadium）」（2002）、「ANZ スタジアム」（2008）と名称を変更している。ANZ 銀行は、7年間で3,150万豪ドル（約25億8,300万円）を拠出した。メルボルンオリンピックのメイン競技場は「メルボルン・クリケット・スタジアム（Melbourne Cricket Stadium）」であり、ビクトリア州の管理下に置かれている。

現在の「ANZ スタジアム」は、ニューサウスウェールズ州のシドニーオリンピックパーク公社により管理・運営されている。

## 3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

### （1）オーストラリア・スポーツ研究所（Australian Institute of Sport : AIS）

オーストラリア・スポーツ研究所（AIS）は、オーストラリアのトップアスリートを支援するためトレーニングの拠点として、1981年に設立されたナショナルトレーニングセンター機能とスポーツ医科学研究機能を併せもつスポーツ研究センターである。設立の背景には、いくつかの調査報告書の提言があるが、モデルは、当時国際スポーツ舞台を席卷していた旧ソビエトを中心とする旧共産主義国による国家主導型であった。

同研究所は、特に20歳前後の若いアスリートに質の高い指導が提供され、その後多くのオリンピック選手を輩出している。現在、オリンピック種目や障害者スポーツなどの26種目が対象で、約75人のコーチのもとで700人のアスリートがトレーニングに励んでいる。キャンベラにある拠点施設は、65ヘクタールの敷地内に、陸上競技、バスケットボール、体操、ネットボール、サッカーなど12種目の専用スポーツ施設や多目的施設、トレーニング施設、宿泊施設、スポーツ医科学研究施設、託児施設などが整備されている。

### （2）オリンピック冬季種目トレーニングセンター（Olympic Winter Institute of Australia : OWI）

オーストラリア・スポーツ研究所の冬季種目専門のトレーニングセンターとして、1998年にオリンピック冬季種目トレーニングセンター（Olympic Winter Institute of Australia : OWI）が設立された。特に、スキーマのフリースタイル、スケートのショートトラックが強化の対象となっている。2010年2月には、フィギュアスケートの拠点がビクトリア州メルボルン市郊外に設置された。

### （3）強化拠点施設

オーストラリア・スポーツ研究所は、首都キャンベラに設置されているが、各種目の状況に合わせて、現在では国内各地に拠点が設けられている（図表 A-12）。また、各州・特別地域が設立しているスポーツ研究センター（Institute of Sport）やスポーツ・アカデミー（Academy of Sport）がある。

図表 A-12 オーストラリア・スポーツ研究所 (AIS) 参加スポーツとその拠点

種目	拠点	種目	拠点
アーチェリー	キャンベラ	飛び込み	ブリスベン
バスケットボール	〃	ソフトボール	〃
ボクシング	〃	スカッシュ	〃
体操	〃	クリケット	アデレード
ネットボール	〃	自転車(トラック)	〃
自転車(ロード)、マウンテンバイク	〃	カヌー(スプリント)	ゴールドコースト
ボート	〃	野球	シドニー
射撃	〃	ラグビー・ユニオン	〃
サッカー	〃	バレーボール	〃
水泳	〃	スキー	マウント・ブラー
陸上	〃	オーギーボール	メルボルン
水球	〃	ゴルフ	〃
ウエイトリフティング	〃	テニス	〃
レスリング	〃	ホッケー	パース

出典：森 浩寿 (2003) をもとに作成

#### (4) ヨーロッパ・トレーニングセンター (European Training Centre : ETC)

2011年3月3日、オーストラリア・スポーツコミッションのヨーロッパ・トレーニングセンター (European Training Centre : ETC) がイタリアのガビラテに開設された。同センターは、オーストラリア選手のさまざまな地理的問題を軽減するために、ヨーロッパでのスポーツの医科学サービス、トレーニング施設を提供するために、政府が1,250万豪ドル(約10億2,500万円)を投じて設立した。同センターを中心に、現地のクラブや施設などを利用して、アーチェリー、射撃、ボート、カヌー・カヤック、自転車、サッカー、ヨット、ビーチバレーボール、バスケットボール、水泳、トライアスロン、ラグビー、ゴルフ、テニス、バレーボール、陸上、ボクシング、水球といった種目が対象となっている。

## V まとめ

オーストラリアの特徴としては、オーストラリア・スポーツコミッション (ASC) を中心としたシステムが構築されていることがあげられる。これは、憲法に省庁の設置規定がないことから、省の改編・再編が頻繁に行われるため、固定の専門機関が必要であったことによるものである。ただ、1985年の創設以来の同コミッションの在り方について、改革の必要性が求められていて、今後、成り行きを注目する必要があると思われる。

オーストラリア・スポーツコミッションはスポーツ行政の中心であることから、その対象もすべてのスポーツ領域、レベル、世代となっており、それぞれに抱える課題克服のためのプログラムが展開されている。

オーストラリアの特徴の2つめとしては、必ずしも定期的ではないが、4年という期間を決めたスポーツ政策を展開していることである。現在は、「オーストラリアスポーツ：成功への道 (Australian Sport: The pathway to success)」が導入されている。具体的には、エリートスポーツにおける成功の継続と、停滞している地域スポーツの振興に大きく力を注ぐものになっている。

社会的に先住民族問題を抱える国であることから、スポーツにおいても先住民族の参加が大きな課題となっている。

財政の面で特徴的な点は、オーストラリアオリンピック委員会 (AOC) の収入がスポンサーシップや権利のライセンス使用料で年間収入の50%以上を占めていることである。

## 【 参考資料・資料 】

- Australian Bureau of Statistics (2003) Disability, Aging and Careers, Summary of Findings, Canberra.
- Australian Bureau of Statistics (2006) Sport and Recreation Participation Among Persons with a Disability, Canberra.
- Australian Olympic Committee (2010) Annual Report 2009-2010.
- Australian Sport Commission (2010) Annual Report 2009-2010.
- Australian Sport Commission (2010) Sports CONNECT: Disability Sector Education Resource Project,  
[http://www.ausport.gov.au/participating/disability/get\\_involved/pathways](http://www.ausport.gov.au/participating/disability/get_involved/pathways)
- オーストラリア・スポーツコミッション(2009)障害者のスポーツ参加  
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Products/4156.0.55.001~Dec+2009~Main+Features~Participation+in+Sport+by+People+with+a+Disability?OpenDocument>
- オーストラリア・スポーツ研究所. Athletes with disability Home,  
<http://www.ausport.gov.au/ais/sports/awd/home>
- オーストラリア・パラリンピック委員会(2011)年次報告書  
[http://www.paralympic.org.au/sites/default/files/APC%20Annual%20Report%202009\\_2010.pdf](http://www.paralympic.org.au/sites/default/files/APC%20Annual%20Report%202009_2010.pdf)
- オーストラリア統計局(2009)Participation in Sport by People with a Disability,  
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Products/4156.0.55.001~Dec+2009~Main+Features~Participation+in+Sport+by+People+with+a+Disability?OpenDocument>
- 森 浩寿(1999)オーストラリアにおけるスポーツ行政の変遷、日本スポーツ法学会年報第6号、153-163頁。
- 森 浩寿(2003)オーストラリアの競技力向上策とその成果、体育・スポーツ政策研究第12巻1号、27-36頁。
- Patterson Ian (2007) Changes in the provision of leisure services for people with disabilities in Australia,  
In Therapeutic Recreation Journal, Vol. 41 (2), pp.108-118.
- Stewart Bob, Nicholson Matthew, Smith Aaron and Westerbeek Hans (2004) Australian Sport: Better by Design?  
the evolution of Australian sport policy, London: Routledge.
- The Exercise, Recreation and Sport Survey(2009)  
[http://www.ausport.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0005/377069/ERASS\\_Report\\_2009.pdf](http://www.ausport.gov.au/_data/assets/pdf_file/0005/377069/ERASS_Report_2009.pdf)